



金 沢 市 公 報

号外第10号の9

平成26年(2014年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ
教育委員会規則	
金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (教育総務課)	1
金沢市就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則 (学校指導課)	2
教育委員会告示	
金沢市立工業高等学校学則の一部改正について (市立工業高等学校)	3

農業委員会規則	
金沢市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則 (農業委員会事務局)	3
公平委員会規則	
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (公平委員会)	3

教育委員会規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則(平成23年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
第2条の表中

生涯学習部	生涯学習課 中央公民館	企画庶務グループ 地域教育グループ 青少年教育グループ	を
-------	----------------	--------------------------------	---

生涯学習部	生涯学習課 市民交流施設整備室 中央公民館	企画庶務グループ 地域教育グループ 青少年教育グループ	に、
-------	-----------------------------	--------------------------------	----

教育プラザ	地域教育センター 研修相談センター	地域教育グループ 研修グループ 教育相談グループ	を
-------	----------------------	-----------------------------	---

教育プラザ	地域教育センター 少年育成支援室 研修相談センター	地域教育グループ 研修グループ 教育相談グループ	に
-------	---------------------------------	-----------------------------	---

改める。

第5条の表中

	5 就学援助及び幼稚園就園奨励に関する事項 6 私立学校の助成に関する事項	を
--	--	---

	5 就学援助に関する事項 6 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事項	に
--	--	---

改める。

第6条の表中

青少年教育グループ	1 青少年教育の推進に関する事項 2 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項 3 青少年野外体験施設に関する事項	を
中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項	

青少年教育グループ	1 青少年教育の推進に関する事項 2 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項 3 青少年野外体験施設に関する事項	に
市民交流施設整備室	1 小学校跡地等における市民の生涯学習活動等に資する交流拠点施設の整備に関する事項	
中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項	

改める。

第7条の表中

地域教育センター	地域教育グループ	1 地域の子どもの育成に関する活動の支援に関する事項 2 青少年の健全育成に関する事項 3 少年の補導に関する事項 4 社会教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 5 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 6 教育プラザの庶務、予算及び施設の維持管理に関する事項	を
----------	----------	--	---

地域教育センター	地域教育グループ	1 地域の子どもの育成に関する活動の支援に関する事項 2 社会教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 4 教育プラザの庶務、予算及び施設の維持管理に関する事項	に
	少年育成支援室	1 青少年の健全育成に関する事項 2 少年の補導に関する事項	

改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則

金沢市就学指導委員会設置規則（昭和49年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

金沢市教育支援委員会設置規則

第1条中「金沢市就学指導委員会」を「金沢市教育支援委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第3号

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

第26条第1項中「(条例第2条第1項ただし書の規定により徴収する授業料に限る。以下同じ。)」を削り、「ただし」の次に「、入学した年度の4月分に係る授業料（第3項に規定する者に係る授業料を除く。）についてはその月の翌月の15日（その日が土曜日に当たるときは、その日の翌々日）までに」を加え、「、それぞれ」を「それぞれ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条の認定の申請をしている者及び当該認定を受けている者（同法第9条の規定により高等学校等就学支援金の支払を一時差し止められている者を除く。）については、別に定める日までに徴収する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

農 業 委 員 会 規 則

金沢市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市農業委員会会長 朝 倉 忍

●金沢市農業委員会規則第1号

金沢市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則

金沢市農業委員会事務局規則（昭和36年農業委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「置く」を「置き、必要に応じ、事務局に事務局次長を置くことができる」に改める。

第2条の2第1項第1号中「事務局長」を「事務局長 事務局次長」に改める。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「局長を」を「局長及び事務局次長を」に改め、「とともに、局長が不在のとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、事務局次長を置かない場合にあつては、局長を補佐し、所管の事務を掌理するとともに、局長が不在のとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 事務局次長は、局長を補佐し、所掌事務を掌理するとともに、局長が不在のとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

公 平 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

●金沢市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「環境政策課長補佐」の次に「(庶務の事務を総括する者に限る。)」を加え、同表農業委員会の事務部局の項中「事務局長」の次に「、事務局次長」を加え、同表の備考第6項中「事務局長」の次に「及び「事務局次長」を、「規定する事務局長」の次に「及び事務局次長」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年(2014年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成26年(2014年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄